

概要版

児童虐待ゼロを目指して
～広島市児童虐待死亡事例等検証部会からの提言～

平成23年3月

広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待死亡事例等検証部会

報告書の利用に当たっては、プライバシーに配慮
した取り扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例の検証報告の概要

1 検証の枠組み

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方が事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のため必要な調査研究と検証を行う責務が規定されている。

同法に基づく検証は、本市の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の部会である入所措置専門部会（検証を行う際は「広島市児童虐待死亡事例等検証部会」と呼称）において実施する。

2 本市で発生した死亡事例の概要

広島市西区のマンションに居住する実父、実母、長男、二男、長女の5人家族のうち、実母が別居を始め、離婚調停を申し立てていた。実父は一人で3人の子どもを養育していたが、実父からの相談をきっかけとして児童相談所等が関わっていた中で、平成21年（2009年）6月16日、実父と3人の子どもが自宅において遺体で発見された。実父が子ども3人を連れて心中したものと推定される。

【世帯の状況】

実父 41歳 運転手（平成21年（2009年）1月より
休職、同年2月より生活保護受給）

実母 25歳

長男 4歳 保育園児

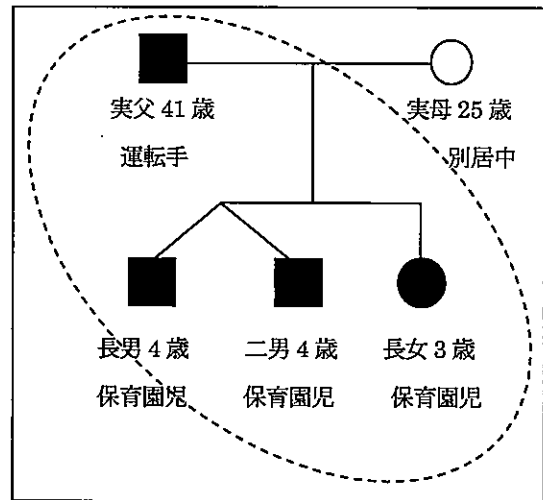
二男 4歳 保育園児

長女 3歳 保育園児

※ 長男と二男は双子

※ 子どもは3人とも同じ保育園に在園

※ 年齢は平成21年（2009年）6月16日現在



3 検証報告の概要

広島市児童虐待死亡事例等検証部会は、上記の死亡事例に関し、平成22年（2010年）3月5日から平成23年（2011年）2月22日まで4回の部会を開催し、平成23年（2011年）3月31日に広島市に検証報告書を提出した。その概要は次のとおりである。

事例の問題点・課題	再発防止にむけた提言
<p>1 自殺・心中に対するリスクアセスメントが不十分だった。</p> <p>実父は何回も自殺するかもしれないとのサインを出していたが、実父がDVの加害者との情報があり、DVの被害者保護、加害者抑制の発想で対応し、結果として実父の真意を理解し自殺のサインを察知できなかった。</p>	<p>1 心中に対するリスクアセスメント力の強化</p> <p>児童相談所職員、区家庭相談員等の要保護児童対策地域協議会の関係者を対象に研修等を行い、相談援助技術の向上を図ること。また、自殺念慮の言動や抑うつ的な状況が見られる場合は、精神保健担当の保健師や精神保健センターの医師等の専門的な立場からの助言や支援を得ること。</p>

<p>2 母子保健部門や精神保健部門との連携がなかった。</p> <p>過去に実父や実母と関わりのあった母子保健部門との連携がなく、当該部門の記録等を活用できなかった。特に実父が孤立していく中で、実父に寄り沿う立場の支援者が必要であったが、保健師がその支援者になり得る可能性があった。</p>	<p>2 関係機関の連携強化</p> <p>児童相談所は、現在関わっている関係機関のみでなく、過去に関わったことのある関係機関にも積極的に情報提供を求め、状況によっては要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への参加を求めるなど、日常の連携を図ること。</p>
<p>3 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催結果が十分に生かされなかった。</p> <p>個別ケース検討会議で当面の対応策を決定したが、会議での決定事項を実施・再評価し、更なる対応を協議する時間もないまま死亡に至ってしまった。虐待事例は突然事態が急変することがあるとの認識のもと、できるだけ一度の会議で事例の背景や課題、危険性を明確化し、リスクを軽減するための支援方針や役割分担を確認する必要があった。</p>	<p>3 要保護児童対策地域協議会の機能強化</p> <p>要保護児童対策地域協議会の意義や体制を明確にし、協議会を構成する関係機関等に再度周知徹底を図ること。関係職員を対象に、具体的な協議会の運営方法について研修を行うこと。さらに重要な要保護児童ケースについては、担当者だけに任せず、児童相談所長、相談課長、区厚生部長（福祉事務所長）、区保健福祉課長による管理を徹底すること。</p>
<p>4 児童相談所の相談体制や職員のサポート体制が十分機能していなかった。</p> <p>児童相談所は一人の職員が 65 ケースから 104 ケースを担当しており、個々のケースへの丁寧な対応がたいへん困難な状態である。また、職員の経験年数が少なく専門性が育ちにくい体制にあり、異動後間もない職員が十分な研修を受ける時間もないまま職務を行わざるを得ない状況にあった。日常的なスーパーバイズ体制も十分とは言えない。児童相談所は、職員の人数、経験とも不足しており、体制の改善が必要である。</p>	<p>4 児童相談所の体制強化</p> <p>個々のケースに丁寧に対応し、更に緊急性の高い虐待事例に即座に対応できるよう、職員を増員すること。また、即戦力として、過去の経験者を一定数児童相談所の担当者として配置したり、一般行政職員とは異なる長期の人事異動サイクルを採用し、経験を積むことが必要である。加えて、新任職員に対するサポート体制や、職員同士のチームアプローチ体制、スーパーバイザーの育成も含めた日常的なスーパーバイズ体制を整えること。</p>
<p>5 児童相談所を下支えすべき区の体制が不備であった。</p> <p>区における児童相談業務は非常勤職員である家庭相談員に頼っている状況であるが、その相談員も他業務が多忙な時期には受付事務等に協力するため、区における虐待通告受理体制が不十分な状況となっている。</p>	<p>5 区の児童相談体制の充実</p> <p>区の家庭児童相談室に専任職員を配置し、一般の児童相談や虐待事案でも比較的軽微なケースは区が担い、児童相談所はより専門性が必要とされるケースへの対応や区への支援に特化する体制整備を図ること。</p>
<p>—</p>	<p>6 父子家庭の支援と対応</p> <p>父親と同じ視点で相談に乗れる相談員の配置や、家事や育児に不慣れで知識が不足しがちな父親に対して効果的な支援策を行っていくこと。</p>